

# 宮古市被災者定住促進住宅建築利子補給事業

東日本大震災、平成 28 年台風第 10 号及び令和元年台風第 19 号により被災した自宅に替わる、新たな住宅を【新築・購入】するため住宅ローンを組んだ場合に、建物分の利子の一部を補助します。

【H23. 3. 11 に住んでいた自宅が東日本大震災により被災】

【H28. 8. 30 に住んでいた自宅が平成 28 年台風第 10 号により被災】

【R1. 10. 12 に住んでいた自宅が令和元年台風第 19 号により被災】

し、住めない状態（流失、解体）になっている。（借家・アパートだった方も含む）

- ・その自宅のり災証明が【全壊または大規模半壊、半壊】である。
- ・住めなくなった自宅に替わる、新たな住宅を、【市内に新築または購入】する。
- ・新築・購入のために、【金融機関等で住宅ローン】を組んだ。
- ・新築工事完成後または購入後に申請人（被災者）が入居し住民票を当該住宅に異動する。

※個人の自宅を対象とします。法人は対象となりません。

補助を受けるためには、これらの条件を全て満たす必要があります。申請にあたっては、これらを確認する書類の提出が必要となります。

※元の住宅の場所が、建築制限されている危険区域内の場合、「防災集団移転促進事業」または、「がけ地近接等危険住宅移転事業」等による、他の補助金が受けられる場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせ下さい。

※補助金交付から 1 年を経過後、住宅ローンの残高証明書を提出していただきます。

補助の内容	<p>住宅ローンの利子の一部を補助します。【住宅新築工事完成（購入の場合は引き渡し完了）までのつなぎ融資金の利子は補助しません。】</p> <p>補助する利子の額には次の上限があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助上限額 被災した自宅が持ち家の場合 <b>465万円</b> 被災した自宅が借家の場合 <b>250万円</b></li> <li>・借入れ上限額、利率、償還年数 制限なし</li> </ul> <p>金融機関等から住宅ローンを借り入れた際に、必要書類を添えて申請して下さい。</p>
受付期間	令和 4 年 3 月 31 日まで受付予定（令和元年台風第 19 号災害は令和 7 年 3 月 31 日まで）
申込の手順	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 金融機関等から住宅ローン（新築または購入）の借り入れを行った後、必要書類を揃えて申請します</li> <li>② 利子補助金の決定通知を送付します</li> <li>③ 請求書を提出してください</li> </ol>
必要書類	<p>&lt;申請の際&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 宮古市被災者定住促進住宅建築利子補給事業補助金交付申請書（様式第 1 号）</li> <li>② り災証明書</li> <li>③ 金銭消費貸借契約書の写し（変更があった場合、変更後契約書も必要）</li> <li>④ 返済予定表（償還期限までの返済予定の記載があるもの）</li> <li>⑤ 工事請負契約書又は住宅購入契約書の写し</li> <li>⑥ 被災住宅滅失又は解体状況写真又は居住不能を証する書類</li> <li>⑦ 被災時の住所がわかる住民票（被災時の住所が他市町村の方のみ）</li> <li>⑧ 被災した年の 1 月 1 日現在の固定資産評価証明書（被災住宅が持ち家の方のみ）</li> </ol> <p>&lt;請求の際&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 宮古市被災者定住促進住宅建築利子補給事業補助金交付請求書（様式第 6 号）</li> <li>② 残高証明書（原本）</li> </ol>

申請受付・問い合わせ先 宮古市都市整備部建築住宅課 公営住宅係

電話：0193-62-2111 FAX：0193-63-9115

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目 1 番 30 号 （3 階）